

名古屋市青少年交流プラザ自主活動推進事業実施要項

令和7年度 名古屋市青少年交流プラザ 作成

この要項は名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）が行う自主活動推進事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

<趣旨>

- ・本事業は、“三層支援に基づく段階に応じた総合支援プログラム”の3-3「青少年の自主的な活動を支援するとともに、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する」を念頭に進める。
- ・本事業においてプラザは、青少年が実現したいこと（やりたいこと）を下記対象事業につなぎ、事業を行うことで、プラザの来館者や地域・まちに対して貢献することを支援する。
- ・自主活動は、ある事業に向かって企画・運営するための取り組みとする。そのため、定例会をひらく必要のある、内容の定まった長期的な内容は部活動推進事業にて行う。
- ・自主活動で実施する事業はプラザとの共催事業とする。

<対象事業>

- ・プラザは青少年による体験・交流の場を提供し、主体的な活動を促すという観点から次に掲げる事業を対象とする。
 - ① 青少年の社会参加体験活動、その他の体験活動に関わる事業
 - ② ユースボランティアの養成に関わる事業
 - ③ 青少年相互の交流および青少年と他の世代との交流に関わる事業
 - ④ 青少年の自立支援に関わる事業
 - ⑤ 部活動推進事業で行う活動のうち、複数人の参加者を想定する企画であり、企画・準備・広報・運営を構成員が主となって行い、自発性・自主性があると認められる事業（プラザが青少年に依頼した場合は含まない。）
 - ⑥ その他、プラザが適切と判断したもの
 - ・青少年の体験・交流の場となり、主体的な活動を実施することができるとプラザが判断したら可とする。
- ただし、下記の項目については本事業として認めることはできない。
- ① 特定個人または団体の利益（売上）につながるもの
 - ② 危険を伴うもの
 - ③ 宗教、反社会的組織等に関係するもの
 - ④ プラザに不利益となるもの
 - ⑤ 部活動推進事業で行う活動のうち、プラザ主催事業への参加や出展
 - ⑥ その他、プラザ事業として適切でない判断したもの

<対象団体>

- ・本事業は、以下の条件を満たすこととする。
- 団体の人数
- ・団体の構成員が1名以上
 - ・自主活動を行うための集まりであること。
すでに別の機関で活動している団体は対象ではない。(例：大学のサークル)
また、その場合は自主事業ではなく、プラザとの共催事業として行うことができる。
- 年齢
- ・構成員が中学1年生～34歳である。
 - ・団体の代表者が中学1年生～34歳である。
 - ・18歳未満の者が団体の代表者および構成員となる場合は保護者の同意を必要とする。
(様式1)

<実施手続> (※別途資料1)

- ・事業の実施を希望する対象団体の代表者は、プラザに対して事業実施希望日1か月前までに企画書(様式2)を提出する。また、実施に当たりプラザと代表者で打ち合わせをしなければならない。
- ・プラザは、前項の企画書の提出があった場合には事業が目的に即して実施されるよう指導・助言を行うとともに、その内容を審査し、審査結果を対象団体代表者に対して通知する。また、企画内容によっては希望に添えないことがある。
- ・事業終了後は、プラザを交えた振り返りを行うとともに、開催日から1週間を目安に報告書(様式2)を提出する。
- ・プラザは、本事業における企画の運営状況について検討した上で、企画運営を行う構成員に対し、活動にあたる補助として謝金を支払うことができる。(別途資料2)
- ・事業における必要備品、景品など、参加者に還元されるような材料費の執行については都度職員と協議する。

<その他>

プラザは、対象団体と共催で事業を実施する際に対象団体が希望する場合には次に掲げる対応を行うことができる。

- ① ユースクエア、青少年宿泊センター等の実施場所を確保
- ② チラシ作成における用紙の提供および印刷機の使用許可
(チラシ等のデザインは対象団体が作成し、プラザの確認・添削後に印刷すること)
- ③ 児童館や図書館等公共施設へのチラシ配架依頼
- ④ プラザのホームページ、SNSへのチラシや事業に関する記事等の掲載
- ⑤ 広報なごや等への記事掲載の依頼
- ⑥ 実施に必要な機材や物品の貸与

名古屋市青少年交流プラザ 部活動・自主活動推進事業実施要項

参加パスポート

令和7年度 名古屋市青少年交流プラザ 作成

いつも名古屋市青少年交流プラザへのご理解とご協力をありがとうございます。
こちらの“参加パスポート”は部活動と自主活動を行う全員に記入をお願いしています。
当施設での活動を行う中で緊急時の情報共有や、保護者様の参加同意を表すものになりますので、
必ず記入し提出してください。疑問や不安なことがあれば気軽にお問い合わせください。

記入日： 年 月 日

| | |
|---------|---|
| 参加する活動名 | |
| 氏名 | |
| 連絡先 | 電話番号： メールアドレス： 緊急連絡先（ご家族など）： |
| 生年月日 | |
| 所属（任意） | 例：〇〇学校〇年 |
| 写真撮影同意 | 活動内で記録・広報用に写真を撮影し、広報媒体にて顔出して使用する場合があります。未成年の方はご本人と保護者様でご相談の上、あてはまるものに○をつけてください。 同意する ・ 同意しない |

15歳以上の方は下記のどちらかに○をつけてください。

※ 登録するとボランティア情報のメール送信があり、活動により謝金が発生する場合があります。

ユースボランティアに 登録する ・ 登録しない

未成年（18歳未満）の方は下の枠内を書いてもらい、提出してください。

| | | |
|--------|-------|---|
| 保護者氏名 | | 印 |
| 保護者連絡先 | 電話番号： | |

やりたいことがある

名古屋市青少年交流プラザに相談
(受付・TEL・HPの問い合わせフォーム)

やりたいことをカタチにするためにプラザで出来ることを提案

やりたいことを
多くの人にむけて行いたい

自主活動推進事業
に申請

実施希望日1か月前

・企画書提出(様式あり)
・職員との打ち合わせ

企画準備

職員と密に連絡をとる

活動当日

職員や仲間と情報共有し、
運営をする

ふりかえり

・今回行った企画をふりかえる
・次回企画や定例会など今後の活動を検討・設定

やりたいことを
人と共有したい

部活動推進事業
に申請

活動開始前

・計画を提出(様式あり)
・職員との打ち合わせ

活動初日

やりたいことが
他の活動できそう

すでにある活動に参加

企画委員会、部活動、
ユースボランティア等

見学・体験
か
活動日に参加

各事業の情報はコチラ↓

自主活動 要項



部活動 要項



Instagram ↓



今までの活動

ホームページ ↓



各事業を同時に複数参加することができる

(例) ・部活動を行う中で自主活動をはじめる
・〇〇部にも△△部にも入っている
・◇◇部の仲間と別の部活動を立ち上げる

名古屋市青少年交流プラザ 謝金の考え方

令和7年度作成

| 参加事業 | 参加形態 | 活動内容 | 過去例 | 位置づけ | 謝金基準（2項目の場合はどちらか） |
|------|-------------------------|--|---|---|---|
| 1 | 部活動 青少年 | 事業の運営補助 | ボードゲームDAYへの参加 イベントへの出展 | 活動に協力した青少年 | ・500～900円 / 1回 ・お菓子など現物 / 1回 |
| 2 | 部活動 ／ 自主活動 青少年 | 部活動が自主活動を行う場合 ・チラシ等での広報活動を青少年が主体的に行う ・企画・準備・運営を青少年が主体的に行う ・10名以上の参加者が見込める | フェス部企画フェス | 部長・副部長・リーダー 部員 | 1600円 / 1回 900円 / 1回 |
| 3 | 部活動 青少年 | 部活動が自主活動に近いが 2の項目を満たしていない場合 | 美術部おたのしみデイ ダンス部企画ダンス教室 | 部活動全員 | ・500～900円 / 1回 ・お菓子など現物 / 1回 |
| 4 | 自主活動 青少年 | 事業の企画・運営 | ユースカンジャム ユースマ | 企画・準備・運営をした 青少年 当日運営をした青少年 | ・500～900円 / 1回 ・お菓子など現物 / 1回 お菓子など現物 / 1回 |
| 5 | 活動 青少年 | プラザ事業・運営に関わる発言や、 プラザ事業に関わる企画・準備・運営を行う | 出展ブースを創ろう (企画・準備・運営を行い、 それぞれの回を1回とする) ユースカンジャムレッスン | 企画・準備・運営をした 中学1年生以上 公式の場でプラザに対し 意見を発信する青少年 | ・500～900円 / 1回 ・お菓子など現物 / 1回 1000円 |
| 6 | ボランティア 青少年 | 協力団体 | 企画委員会企画イベントへの参加 | 協力団体 | 1600円 / 1回 (最大3名分4800円まで) |
| 7 | ボランティア 青少年 | 宿泊を伴うイベント | レスロボ&防災教室 | 宿泊をする青少年 宿泊をしない青少年 | 3600円 / 1回 (2日間) 1600円 / 1回 |
| 8 | ボランティア 青少年 | イベント運営補助 | 各講座のボランティア | 昼食や休憩をとる活動 (1日) 昼食や休憩をとらない活動 (半日) | 1600円 / 1回 900円 / 1回 |
| 9 | ボランティア 青少年 | カフェ活動 | カフェ活動 | カフェに参加する中学3年生以下 | お菓子など現物 / 1回 |
| 10 | 企画委員会 青少年 | 定例会以外の活動 (イベント当日及び前日準備) ※このほかの準備等の時間については自主的な活動とみなし、謝金は発生しない | 企画委員会企画イベント | イベント当日 イベント前日 (1日前のみ) | 最大3200円 / 1回 最大1600円 / 1回 |
| 11 | 企画委員会 青少年 | 企画委員会レベル企画委員会 | ゾレ企画委員会 企画委員会定例会0回目 | 企画委員 | 900円 / 1回 |
| 12 | 企画委員会 青少年 | 企画委員会定例会 | 企画委員会定例会 | 企画委員 | 1600円 / 1回 |

・謝金等はプラザの活動に協力してくれた青少年に対し、活動にあたる青少年の負担がないように渡す謝礼である。・謝金の設定はそれぞれの活動の要綱・要項に基づいて設定している。(企画・運営→1600円、運営補助→900円が基本)
・参加時間などに応じて施設の判断で謝礼内容や有無が変動する。・この紙面における青少年は中学生～34歳を指し、活動の対象年齢に準ずる。